



## 株式併合についてのQ&A

平成24年6月28日開催の当社定時株主総会において決議されました「株式併合の件」及び「定款一部変更の件（単元株式数の変更）」につきまして、株主の皆様により深くご理解をいただくため、「株式併合についてのQ&A」をご用意いたしましたので、ご一読のほどお願い申し上げます。

### Q1. 株式併合とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

当社の発行済株式総数は昨年度の優先株式の普通株式への転換により、4億株を超えており、東証一部上場会社の平均である約2億2千万株と比較しても大変多い数となっています。

発行済株式総数を適正化することにより、1株当たりの利益、配当などの諸指標を当社の状況に即して分かりやすく表示されることとなり、ひいては適正な株価形成に寄与するものであると考えております。また、配当金につきましても従来に増して柔軟な配当政策が可能になります。

### Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を1,000株から100株に変更するものです。

全国の証券取引所ではすべての国内上場会社の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、あわせて日本の証券市場の国際競争力の向上を目指しているものであり、当社といたしましてもこれに対応することとしたものです。

### Q3. 資産価値に影響を与えないのですか？

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの要因を別とすれば、株主の皆様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

保有する株式の数は5分の1になり、例えば1,000株お持ちの方の株数は200株になりますが、逆に1株あたりの純資産額は5倍になります。

## Q4. 所有株式数が減れば、受け取る配当金は減りませんか？

ご所有株式数は5分の1になりますが、1株当たりの配当金は5倍となりますので、今後の業績の変動など他の要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額は変わりません。なお、平成25年3月期決算における併合後の1株あたり配当金は5円を予定しております。

## Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

(ご所有の株式が5株未満の株式は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて市場価格で売却をさせていただき、代金は端数株式相当分に応じて当該株主様に平成24年12月上旬の予定でお支払いいたします。なお、株式併合前の保有株式の総数が5株未満の株主様につきましては、保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

## Q6. 株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の単元である1,000株でのお取引は平成24年9月25日(火)までとなります。平成24年9月26日(水)から新しい単元である100株単位でのお取引となり、株価も9月26日より株式併合の効果が反映されたものとなります。

## Q7. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが

単元未満株式の買取り(1単元に満たない株式を当社が買い取る)のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現単元(1,000株)での買取ご請求は9月24日まで、新単元(100株)での買取ご請求は10月1日以降となります。なお、証券会社に口座を作られていない株主様は末尾記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

## Q8. 最低投資金額への影響はありますか？

理論上ですが、最低投資金額は半分になります。

(ご参考) 平成24年7月24日の終値(62円)を元にした試算

併合前 62円(株価) × 1,000株(単元株式数) = 62,000円(最低投資金額)

併合後 310円(株価) × 100株(単元株式数) = 31,000円(最低投資金額)

## Q9. 所有している株式と議決権はどのようになりますか？

個々の株主様の平成24年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数を平成24年10月1日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	〈効力発生前〉		➡	〈効力発生後〉		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,000株	1個	200株	2個	—	
例②	2,510株	2個	502株	5個	—	
例③	743株	—	148株	1個	0.6株	
例④	4株	—	—	—	0.8株	

- 例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- 例②に該当する株主様は特段のお手続きはありません。ご希望により単元未満株式の買取制度がご利用できます。(Q7をご参照ください)
- 例③、④の場合は発生する端数株式相当分に応じて、その売却代金を平成24年12月上旬の予定でお支払いいたします。(Q5をご参照ください) 例④に該当する株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。
- 株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として証券会社ごとの当社株式預託残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

## Q10. 株式併合のスケジュールを教えてください

平成24年9月25日(火)

- 当社株式の取引単位(=単元株式数)1,000株での売買最終日

平成24年9月26日(水)

- 当社株式の取引単位(=単元株式数)が1,000株から100株に変更
- 当社の株価に株式併合の効果が反映される

平成24年10月1日(月)

- 株式併合と単元株式数変更の効力発生

平成24年11月6日(火) 予定

- 株主の皆様へ株式併合割当通知を発送

平成24年12月上旬

- 端数株式相当分の処分代金のお支払い(ゆうちょ領収書払いとなります)

## ◇株式併合に関するお問い合わせ先◇

株式併合に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話： 0120(232)711 (通話料無料)

受付時間： 午前9時から午後5時まで (土休日を除く)